

府中市福祉計画

— みんなでつくる、みんなの福祉 —



府中市

「みんなで作る、みんなの福祉」をめざして

本格的な少子・高齢社会の到来、女性の社会進出や低迷を続ける経済状況など、福祉を取り巻く環境の急激な変化に伴い、福祉に対するニーズも高度化、多様化してきています。また、地域社会では人間関係の希薄化が指摘されていますが、自治会やボランティアグループ、NPOによるさまざまな福祉活動が実践されるなど、福祉のまちづくりへの関心が高まっています。



このような中、国は、21世紀の新しい福祉ニーズへ対応することを目的に社会福祉法を改正しました。その理念として「個人の尊厳」と「自立した日常生活」を掲げ、地域社会を基盤とした福祉の推進を求めています。

府中市では、これらの社会状況の変化や新たな課題に対応するため、多くの市民の皆様参加を得て、ご意見やご提案をいただき、福祉の総合的計画である「府中市福祉計画」を策定しました。この計画の理念である「みんなで作る、みんなの福祉」に基づき、市民の皆さん、福祉関係者、行政がともに考え行動することによりソフトパワーを結集して、安心していきいきと暮らせるまちづくりを進め、本市が目指します「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」の実現に努めてまいります。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました地域福祉計画等検討協議会委員をはじめ、実態調査にご協力いただいた関係者並びに市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

平成 15 年 5 月

府中市長 野口忠直

目 次

| | | |
|------------|------------------------|-----|
| 第1編 | 府中市福祉計画の策定にあたって | 2 |
| 第2編 | 府中市の福祉のあり方について | |
| 第1章 | 福祉をとりまく現状 | 6 |
| 第2章 | 基本理念と基本視点 | 12 |
| 第3章 | 福祉計画体系図 | 14 |
| 第4章 | 重点課題 | 16 |
| 第3編 | 基本計画 | |
| 第1部 | 地域福祉 | |
| 第1章 | 地域福祉の現状 | 26 |
| 第2章 | 地域福祉体系図 | 32 |
| 第3章 | 施策の方向 | 34 |
| 第2部 | 高齢者保健福祉 | |
| 第1章 | 高齢者保健福祉の現状 | 50 |
| 第2章 | 高齢者保健福祉体系図 | 60 |
| 第3章 | 施策の方向 | 62 |
| 第3部 | 子育て支援 | |
| 第1章 | 児童福祉の現状 | 82 |
| 第2章 | 子育て支援体系図 | 92 |
| 第3章 | 施策の方向 | 94 |
| 第4部 | 障害者福祉 | |
| 第1章 | 障害者福祉の現状 | 112 |
| 第2章 | 障害者福祉体系図 | 124 |
| 第3章 | 施策の方向 | 126 |
| 第4編 | 計画の推進に向けて | 148 |

第5編 府中市第2期介護保険事業計画

| | |
|-----------------------------|-----|
| 第1章 計画策定の趣旨と体制 | 152 |
| 第2章 実態調査にみる高齢者の状況 | 157 |
| 第3章 第1期介護保険事業計画の実績と評価 | 176 |
| 第4章 第2期介護保険事業計画のサービス量と事業費 | 204 |
| 第5章 介護サービスの利用、提供を円滑にするための方策 | 226 |

第6編 参考資料

| | |
|-----------------------------|-----|
| 1. 地域福祉計画について | 230 |
| 2. 国、都、市の動き | 234 |
| 3. 検討経過 | 238 |
| 4. 地域福祉計画等検討協議会設置要綱 | 251 |
| 5. 地域福祉計画等検討協議会委員名簿 | 253 |
| 6. 専門委員会委員名簿（介護保険事業計画推進懇談会） | 254 |
| 7. 福祉マップ | 256 |
| 8. 第2次府中市母子保健計画 | 260 |

第1編 府中市福祉計画の策定にあたって

府中市福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

府中市は、平成3年3月に府中市地域福祉計画を策定し、「いきいきとした、だれにもやさしい福祉のまちづくり」の実現に向けて、積極的に地域福祉の充実に努めてきました。

この間、少子・高齢社会の到来、核家族化の進行、働く女性の増加に伴うライフスタイルの変化、深刻な経済不況などをはじめとする社会的な問題だけでなく、保健福祉の分野においても介護保険法の施行、新エンゼルプランの策定、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正、支援費制度の導入にみられるように、大きく変化してきています。

このような中、国は、平成12年6月に「社会福祉事業法」を改正し、新たに「社会福祉法」として、地域福祉の推進を明示しました。そこでは、地域住民や関係者の積極的な参加やそれぞれの役割分担により相互に協力し、社会参加とノーマライゼーションの理念にもとづく地域福祉の実現を目指すこととしており、新たな福祉活動の展開を求めています。

府中市福祉計画は、このような社会状況の変化や新たな課題に対応して、今まで個別分野別に策定されていた、高齢、児童、障害等の領域を、総合的かつ計画的に推進するため策定したものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、地域福祉、高齢者保健福祉、子育て支援、障害者福祉の各分野と「第2期介護保険事業計画」で構成される福祉保健の総合的な計画で、「第5次府中市総合計画」及び国、東京都の関連する計画と整合性を図って策定されています。

- ・この計画は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」です。
- ・第3編第2部高齢者保健福祉は、老人保健法第46条の18に規定された「市町村老人保健計画」、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」です。
- ・第3編第3部子育て支援は、子どもの成長と子育てへの支援に関する計画です。
- ・第3編第4部障害者福祉は、障害者基本法第7条の2に規定された「市町村障害者計画」です。
- ・第5編府中市第2期介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定された「市町村介護保険事業計画」です。
- ・参考資料8第2次府中市母子保健計画は母子保健連絡協議会において策定され、地域福祉計画検討協議会に報告されたもので、子育て支援分野との整合性が図られています。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成15年度（2003年度）から平成19年度（2007年度）までの5年間とします。ただし、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画については、中間年度である平成17年度（2005年度）に見直しを行い、新たな5年計画として策定します。

第2編 府中市の福祉のあり方について

-
- 第1章 福祉をとりまく現状
 - 第2章 基本理念と基本視点
 - 第3章 福祉計画体系図
 - 第4章 重点課題
-

第1章 福祉をとりまく現状

1 人口

市の人口は、昭和55年の186,025人が平成14年には224,866人となり、22年間で約21%の増加となっています。

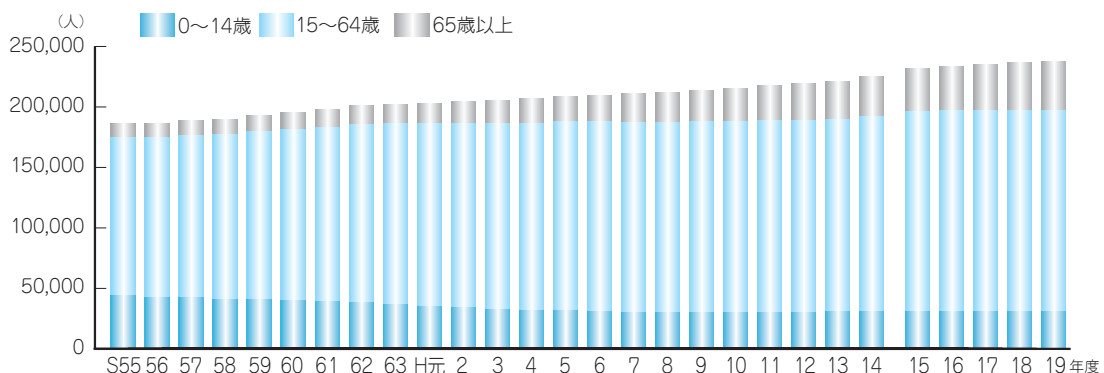
また、65歳以上人口は、昭和55年と平成14年を比較した場合、11,321人、高齢化率6.1%から、32,980人、同14.7%へと増加しており、この傾向は今後も変わらず、平成19年には市民の6人に1人以上（17.1%）が高齢者になると予想されます。

しかし、0歳から14歳の子どもの数は、昭和55年では43,836人、平成14年で、31,266人であり、22年間で12,570人減少し、少子化が進んでいます。

市の合計特殊出生率は国や東京都と同様に全般的に低下傾向にあり、平成13年現在1.28人となっています。

また、未婚率をみると男女とも晩婚化の傾向が強くなっており、その背景には高学歴化や結婚せず就労を継続する女性が増えたこと、結婚、出産、子育てに関する心理的・肉体的負担感があること、結婚に対する個人的・社会的な意識が変化したこと等があると考えられます。

◆年齢別及び割合の推移（府中市）◆



(単位：人)

| 区分 | 昭和55年 | 昭和56年 | 昭和57年 | 昭和58年 | 昭和59年 | 昭和60年 | 昭和61年 | 昭和62年 |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 人口総数 | 186,025 | 186,592 | 188,622 | 190,026 | 192,814 | 195,412 | 197,777 | 200,820 |
| 0～14歳 | 43,836 23.6% | 42,681 22.9% | 42,472 22.5% | 41,145 21.7% | 40,528 21.0% | 39,857 20.4% | 39,092 19.8% | 38,136 19.0% |
| 15～64歳 | 130,868 70.3% | 132,099 70.8% | 133,741 71.0% | 135,915 71.5% | 138,782 72.0% | 141,483 72.4% | 143,779 72.7% | 147,080 73.2% |
| 65歳以上 | 11,321 6.1% | 11,812 6.3% | 12,409 6.6% | 12,966 6.8% | 13,504 7.0% | 14,072 7.2% | 14,906 7.5% | 15,604 7.8% |

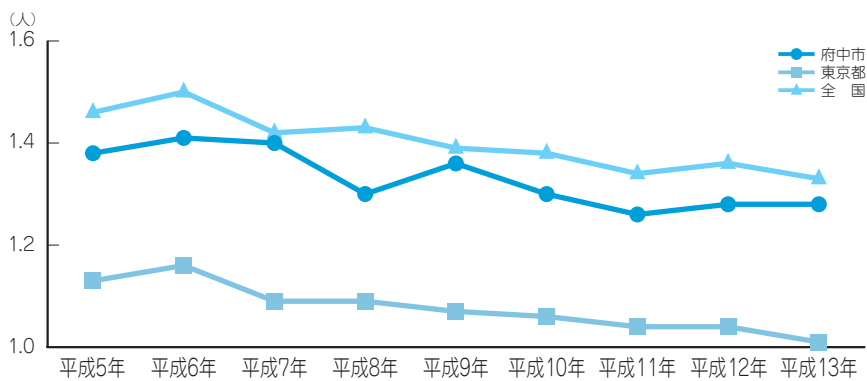
(単位：人)

| 区分 | 昭和63年 | 平成元年 | 平成2年 | 平成3年 | 平成4年 | 平成5年 | 平成6年 | 平成7年 | 平成8年 | 平成9年 |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 人口総数 | 202,236 | 203,050 | 204,323 | 205,306 | 206,625 | 208,857 | 209,846 | 210,791 | 211,650 | 213,552 |
| 0～14歳 | 36,687 18.1% | 35,129 17.3% | 33,882 16.6% | 32,714 15.9% | 31,720 15.3% | 31,548 15.1% | 30,898 14.7% | 30,478 14.5% | 30,251 14.3% | 30,126 14.1% |
| 15～64歳 | 149,237 73.8% | 150,856 74.3% | 152,636 74.7% | 153,746 74.9% | 154,946 75.0% | 156,335 74.9% | 156,813 74.7% | 157,074 74.5% | 156,904 74.1% | 157,590 73.8% |
| 65歳以上 | 16,312 8.1% | 17,065 8.4% | 17,805 8.7% | 18,846 9.2% | 19,959 9.7% | 20,974 10.0% | 22,135 10.6% | 23,239 11.0% | 24,495 11.6% | 25,836 12.1% |

| 区分 | 平成10年 | 平成11年 | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 人口総数 | 215,389 | 217,523 | 219,073 | 220,699 | 224,866 | 231,897 | 233,608 | 235,318 | 236,471 | 237,624 |
| 0～14歳 | 30,288 14.1% | 30,490 14.0% | 30,455 13.9% | 30,604 13.9% | 31,266 13.9% | 30,842 13.3% | 30,950 13.2% | 31,058 13.2% | 30,896 13.1% | 30,733 12.9% |
| 15～64歳 | 157,857 73.3% | 158,387 72.8% | 158,750 72.5% | 158,632 71.9% | 160,620 71.4% | 165,693 71.5% | 165,954 71.0% | 166,216 70.6% | 166,195 70.3% | 166,176 69.9% |
| 65歳以上 | 27,244 12.6% | 28,646 13.2% | 29,868 13.6% | 31,463 14.3% | 32,980 14.7% | 35,362 15.2% | 36,704 15.7% | 38,044 16.2% | 39,380 16.7% | 40,715 17.1% |

(資料：昭和55年～平成14年・住民基本台帳 1月1日現在)
平成15年～平成19年・国勢調査による推計値

◆合計特殊出生率の推移(国、都、市)◆

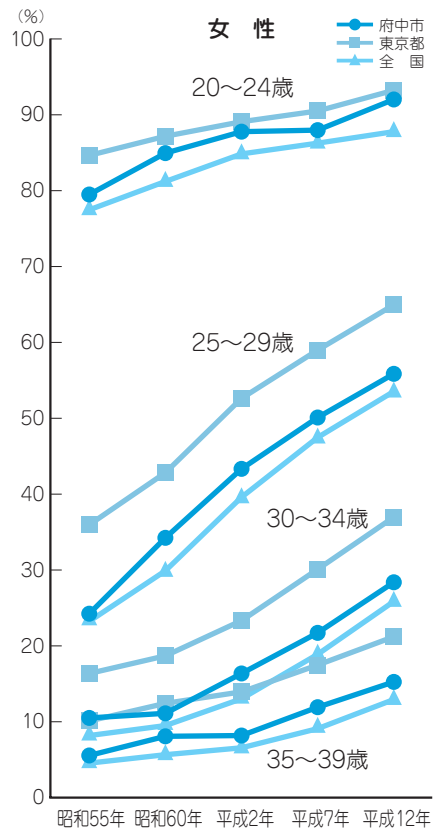
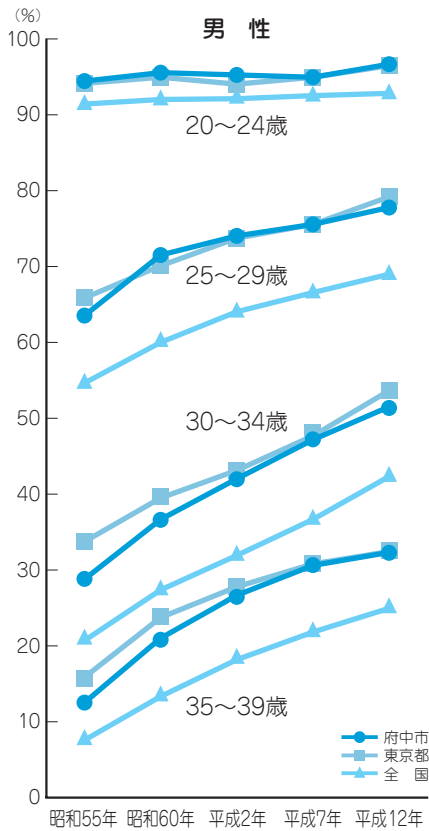


(単位：人)

| 区分 | 平成5年 | 平成6年 | 平成7年 | 平成8年 | 平成9年 | 平成10年 | 平成11年 | 平成12年 | 平成13年 |
|-----|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 府中市 | 1.38 | 1.41 | 1.40 | 1.30 | 1.36 | 1.30 | 1.26 | 1.28 | 1.28 |
| 東京都 | 1.13 | 1.16 | 1.09 | 1.09 | 1.07 | 1.06 | 1.04 | 1.04 | 1.01 |
| 全国 | 1.46 | 1.50 | 1.42 | 1.43 | 1.39 | 1.38 | 1.34 | 1.36 | 1.33 |

(資料：全国は厚生労働省人口動態統計 府中市、東京都は東京都保健局)

◆未婚率の推移（国、都、市）◆



(単位：%)

| 年齢 | 区分 | 男 性 | | | | | 女 性 | | | | |
|------------|-----|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|------|------|-------|
| | | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 |
| 20～ 24歳 | 府中市 | 94.5 | 95.6 | 95.3 | 95.0 | 96.7 | 79.7 | 85.1 | 87.9 | 88.1 | 92.1 |
| | 東京都 | 94.2 | 95.0 | 94.1 | 95.0 | 96.5 | 84.8 | 87.3 | 89.2 | 90.6 | 93.0 |
| | 全 国 | 91.5 | 92.1 | 92.2 | 92.6 | 92.9 | 77.7 | 81.4 | 85.0 | 86.4 | 87.9 |
| 25～ 29歳 | 府中市 | 63.9 | 71.8 | 74.3 | 75.8 | 78.0 | 25.0 | 34.9 | 43.9 | 50.6 | 56.3 |
| | 東京都 | 66.2 | 70.4 | 74.0 | 75.8 | 79.4 | 36.6 | 43.4 | 53.1 | 59.4 | 65.3 |
| | 全 国 | 55.1 | 60.4 | 64.4 | 66.9 | 69.3 | 24.0 | 30.6 | 40.2 | 48.0 | 54.0 |
| 30～ 34歳 | 府中市 | 29.5 | 37.3 | 42.6 | 47.7 | 52.0 | 11.4 | 12.0 | 17.2 | 22.5 | 29.1 |
| | 東京都 | 34.4 | 40.1 | 43.7 | 48.2 | 54.1 | 17.2 | 19.5 | 24.1 | 30.8 | 37.6 |
| | 全 国 | 21.5 | 28.1 | 32.6 | 37.3 | 42.9 | 9.1 | 10.4 | 13.9 | 19.7 | 26.6 |
| 35～ 39歳 | 府中市 | 13.4 | 21.8 | 27.4 | 31.3 | 33.0 | 6.5 | 9.0 | 9.1 | 12.8 | 16.1 |
| | 東京都 | 16.7 | 24.5 | 28.5 | 31.5 | 33.1 | 11.0 | 13.3 | 14.8 | 18.3 | 22.0 |
| | 全 国 | 8.5 | 14.2 | 19.0 | 22.6 | 25.7 | 5.5 | 6.6 | 7.5 | 10.0 | 13.8 |

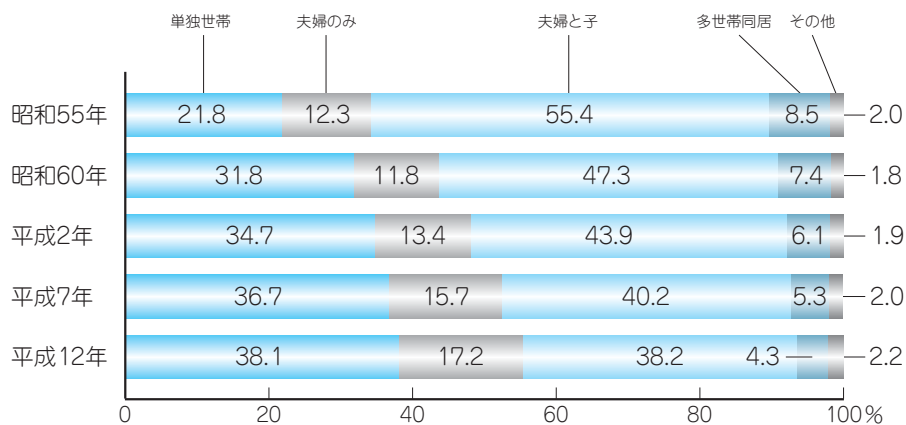
(資料：国勢調査)

2 世帯構成と女性の就労状況

市の世帯の家族類型比率をみると、単独世帯や、夫婦のみの世帯が増加しており、世帯の育児力や介護力の低下につながっていると思われます。

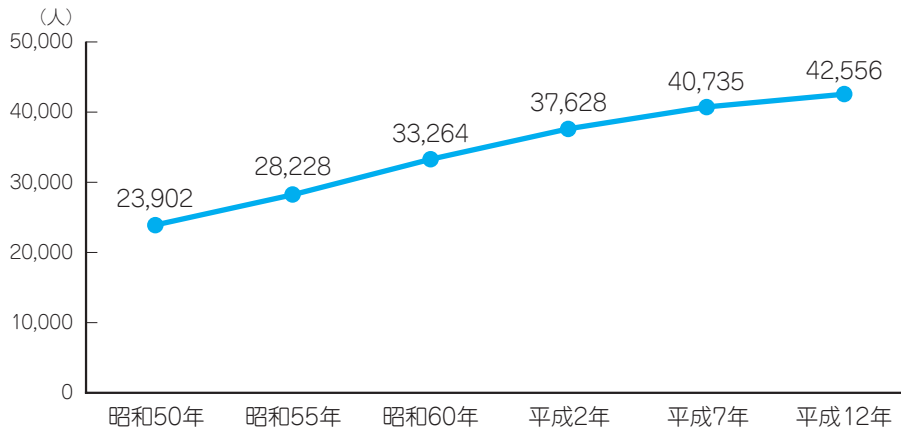
また、女性の就労率をみると高学歴化や自己実現意欲の高まり等により、全国的に上昇しています。これを各年齢別でみると、30歳から39歳の労働力人口が低く、M字型の就労構造を示しています。その理由として、結婚や出産を機に退職し、子育てが終わってから再び仕事に就くという女性が多いことなどがあげられます。

◆世帯の家族類型比率の推移（府中市）◆



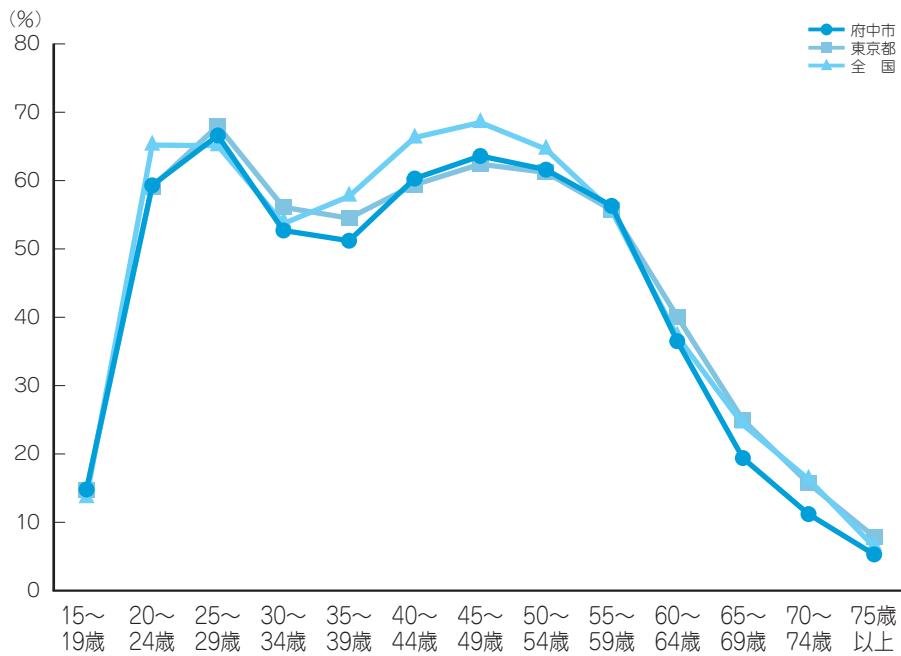
（資料：国勢調査）

◆就労女性人口の推移（府中市）◆



(資料：国勢調査)

◆女性の年齢別就労率（国、都、市）◆



(単位：%)

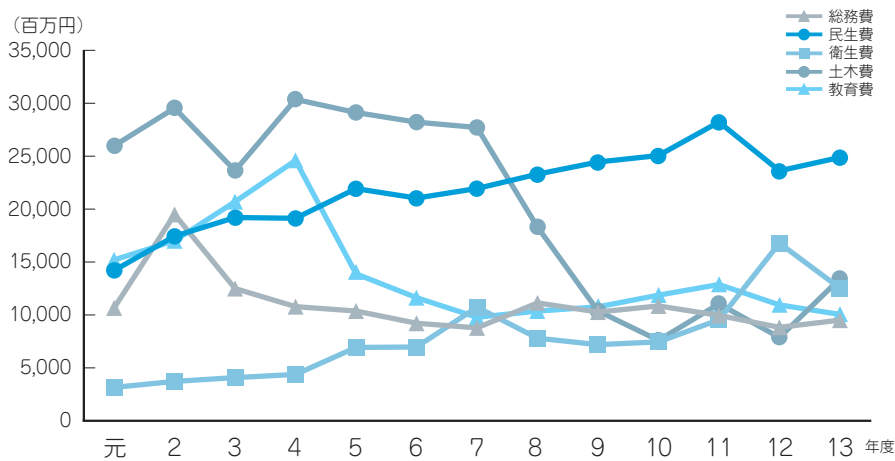
| 区分 | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 75歳以上 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 府中市 | 14.8 | 59.3 | 66.6 | 52.7 | 51.2 | 60.3 | 63.6 | 61.6 | 56.3 | 36.5 | 19.4 | 11.2 | 5.3 |
| 東京都 | 14.7 | 59.1 | 68.0 | 56.1 | 54.5 | 59.4 | 62.4 | 61.2 | 55.7 | 40.1 | 25.0 | 15.7 | 7.9 |
| 全国 | 13.6 | 65.2 | 65.1 | 53.7 | 57.7 | 66.3 | 68.5 | 64.6 | 55.6 | 37.2 | 24.3 | 16.3 | 6.4 |

(資料：平成12年国勢調査)

3 福祉関係経費の推移

福祉関係経費の推移を、民生費の決算額でみると、平成元年度の14,205百万円から平成13年度には24,882百万円と年々増加を続け、歳出額全体の約19%から約30%を占めるまでになっています。

◆目的別歳出決算の推移（府中市）◆



(単位：百万円)

| 区分 | 平成元年度 | 平成2年度 | 平成3年度 | 平成4年度 | 平成5年度 | 平成6年度 | 平成7年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総務費 | 10,664 | 19,499 | 12,494 | 10,784 | 10,371 | 9,217 | 8,780 |
| 民生費 | 14,205 | 17,439 | 19,205 | 19,134 | 21,934 | 21,042 | 21,947 |
| 衛生費 | 3,156 | 3,721 | 4,081 | 4,379 | 6,930 | 6,971 | 10,733 |
| 土木費 | 25,982 | 29,542 | 23,633 | 30,367 | 29,124 | 28,216 | 27,711 |
| 教育費 | 15,202 | 17,010 | 20,701 | 24,597 | 13,885 | 11,634 | 9,778 |
| その他 | 4,904 | 5,392 | 6,670 | 6,949 | 7,935 | 8,608 | 9,716 |
| 合計 | 74,113 | 92,603 | 86,784 | 96,210 | 90,179 | 85,688 | 88,665 |

| 区分 | 平成8年度 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総務費 | 11,139 | 10,275 | 10,851 | 9,956 | 8,830 | 9,510 |
| 民生費 | 23,302 | 24,449 | 25,062 | 28,228 | 23,617 | 24,882 |
| 衛生費 | 7,805 | 7,192 | 7,455 | 9,542 | 16,781 | 12,532 |
| 土木費 | 18,305 | 10,380 | 7,599 | 11,047 | 7,873 | 13,423 |
| 教育費 | 10,363 | 10,766 | 11,869 | 12,876 | 10,949 | 10,052 |
| その他 | 10,083 | 10,505 | 14,306 | 10,995 | 10,091 | 10,213 |
| 合計 | 80,997 | 73,567 | 77,142 | 82,644 | 78,141 | 80,612 |

(資料：決算統計)

第2章 基本理念と基本視点

基本理念と基本視点

社会福祉法は第1条の目的で、福祉サービスの利用者の保護および地域における社会福祉の推進を、また第3条の福祉サービスの基本理念では、個人の尊厳の保持を掲げていますが、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならないとしています。これからは「個人の尊厳」と「自立した日常生活」を重視した福祉施策の展開が求められています。

さらに、第5次府中市総合計画では、市民が主体となり、みんなにやさしく、安心して快適に暮らすことができるよう「人間性の尊重」を基本理念として「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」の実現を目指しています。

これらの考え方を踏まえ、地域の人々と行政や福祉関係者がお互いに協力し、すべての市民が人として尊重され、生涯にわたって地域で自立していきいきと生活できる豊かな社会を築くため、福祉の各分野に共通する基本理念と基本視点を次のとおり方向づけ、市民福祉の一層の向上に努めます。

基本理念

安心していきいきと暮らせるまちづくり

—みんなで作る、みんなの福祉—

基本視点

- 1 **利用者本位の福祉サービスの実現**
- 2 **生涯にわたって「自立」を支える福祉の実現**
- 3 **地域で支える福祉の実現**
- 4 **市民参加による幅広い福祉の実現**

1. 利用者本位の福祉サービスの実現

利用者が福祉サービスを選択する制度への転換が進んでおり、十分な情報提供、相談体制の充実、利用者の人権の保護など、利用者本位の福祉サービスの実現を目指します。

2. 生涯にわたって「自立」を支える福祉の実現

市民一人ひとりの尊厳を重視し、サービスを利用する人々が地域で心身ともに健やかに、生涯にわたって自立した生活を送ることができる福祉の実現を目指します。

3. 地域で支える福祉の実現

行政だけでなく、福祉関係の機関・団体・施設、民間事業者、福祉NPO、ボランティア団体等の連携・協力体制により、地域で支える福祉の実現を目指します。

4. 市民参加による幅広い福祉の実現

身近な地域社会において、人と人との絆きずなを大切にしながら、市民自らが自発的に支えあう幅広い福祉の実現を目指します。

第3章 福祉計画体系図

| | | |
|---------|---------------------|---|
| 地域福祉 | 1 利用者本位の仕組みづくり | (1) 情報収集および提供体制の拡充 …… (P34) (2) 相談体制・権利擁護体制の拡充 …… (P35) (3) サービスの質の確保 …… (P36) |
| | 2 安心して暮らせるまちづくり | (1) 健康づくりの推進 …… (P37) (2) 日常生活の支援 …… (P39) |
| | 3 いきいきと暮らせるまちづくり | (1) 支えあいのネットワークの推進 …… (P41) (2) 市民、行政、関係団体などのパートナーシップの形成 …… (P42) (3) 福祉人材の確保 …… (P44) |
| | 4 みんなでつくる支えあいのまちづくり | (1) 福祉意識の啓発 …… (P45) (2) 地域福祉活動の促進 …… (P46) (3) 社会参加の促進 …… (P47) |
| 高齢者保健福祉 | 1 利用者本位のサービスの実現のために | (1) 情報提供体制の拡充 …… (P62) (2) 相談体制・権利擁護体制の拡充 …… (P63) (3) サービスの質の確保 …… (P63) |
| | 2 安心して暮らしつづけるために | (1) 健康管理体制の強化 …… (P64) (2) 介護予防体制の強化 …… (P66) (3) 在宅サービスの充実 …… (P67) (4) 介護保険事業 …… (P69) (5) 介護者への支援の充実 …… (P71) (6) 痴呆性高齢者支援対策の推進 …… (P72) (7) 安心して住める環境づくり …… (P73) |
| | 3 地域で支える福祉をめざして | (1) 在宅介護支援センターを拠点とした地域づくり …… (P75) (2) 見守りネットワークの構築 …… (P76) |
| | 4 とともに暮らす地域をめざして | (1) 生きがい活動への支援 …… (P77) (2) 就業支援 …… (P79) |

| | | |
|-------|---------------------|--|
| 子育て支援 | 1 利用者本位のサービスの実現のために | (1) 情報提供体制の充実 ……(P94) (2) 相談体制の充実 ……(P95) (3) サービスの質の確保 ……(P96) |
| | 2 安心して生み育てるために | (1) 親と子の健康づくりの推進 ……(P97) (2) 待機児童の解消 ……(P98) (3) 多様な保育サービスの充実 ……(P99) (4) ひとり親家庭などへの支援体制の充実…(P101) (5) 多胎児家庭への支援 ……(P101) (6) 産後家庭への支援 ……(P102) (7) 経済的支援 ……(P103) |
| | 3 地域で支える福祉をめざして | (1) 児童虐待への対応 ……(P104) (2) 地域支援体制の充実 ……(P105) (3) 体験学習の充実 ……(P106) |
| | 4 ともにはぐくむ地域をめざして | (1) 子育て意識の啓発 ……(P108) (2) 活動の場の整備 ……(P109) |
| 障害者福祉 | 1 利用者本位のサービスの実現のために | (1) 情報提供体制の充実 ……(P126) (2) 相談体制の整備 ……(P127) (3) サービスの質の確保 ……(P129) (4) 障害者の参加の促進 ……(P129) |
| | 2 安心して暮らしつづけるために | (1) 保健・医療・リハビリテーション体制の強化 ……(P131) (2) 在宅サービスの充実 ……(P133) (3) 学習機会の拡大 ……(P136) (4) 就労支援体制の整備 ……(P137) (5) 経済的支援体制の強化 ……(P139) (6) 住環境の整備 ……(P139) |
| | 3 地域で支える福祉をめざして | (1) 支えあいのネットワークの推進 ……(P141) (2) 地域の福祉人材の確保 ……(P142) |
| | 4 とともに歩む地域をめざして | (1) 障害者への理解・啓発の促進 ……(P144) |

第1編
第2編
第3編第1部
第3編第2部
第3編第3部
第3編第4部
第4編
第5編
第6編

第4章 重点課題

「安心していきいきと暮らせるまち」の実現に向けて、福祉の各分野における重点課題に対して次のように目標を設定し、平成19年度までの達成を目指します。

地域福祉

1 支えあいのまちづくりの推進

◎地域福祉活動への支援

ひとり暮らし高齢者に対する見守り活動、障害者への日常的な支援活動など、地域の実情に応じた自主的な支えあい活動や、福祉ボランティア活動を支援し、支えあいのまちづくりを推進します。

2 相談、権利擁護体制の拡充

◎福祉サービス利用総合支援事業の実施

サービスの適切な利用を支援したり、判断能力が不十分な人などに対して成年後見制度の利用支援や助言を行う、福祉サービス利用総合支援事業を実施します。

◎相談窓口の連携強化

さまざまな相談窓口の連携を強化し、1か所で総合的な相談が受けられる体制を整備します。

3 健康づくり活動の促進

◎保健計画による総合的な健康づくり

保健計画を策定し、市民のライフステージにあった健康づくりを支援します。

◎自主的な健康づくりへの支援

文化センターや地域の体育施設など、身近な場所で健康づくりをする機会を提供し、自主的な健康づくりを支援します。

4 サービスの質の確保

◎事業者団体への支援

事業者団体に対して利用者の声など各種情報を提供するとともに、事業者間の情報ネットワーク構築を支援するなど、福祉サービスの安定供給、質の確保を図ります。

◎福祉サービス第三者評価制度の普及促進

評価機関により、サービス提供事業の事業内容を評価し、公表する福祉サービス第三者評価制度の普及を促進します。

高齢者保健福祉

1 介護予防活動の拡充

◎いきいき活動推進センター（仮称）の設置

地域で自立した生活を維持できるよう、介護予防や生きがい活動を推進する中核施設として、いきいき活動推進センター（仮称）を設置します。



19年度
1か所

2 在宅介護支援センターを拠点とした地域づくり

◎在宅介護支援センターの機能強化

地域の実情を的確に把握し、一人ひとりの状態にあったよりきめ細かい支援を行うため、福祉サービスのコーディネート機能を強化します。

◎在宅介護支援センターの再編・整備

高齢者の在宅介護を支援する在宅介護支援センターを地域の状況にあわせて再編・整備します。



13年度
8か所



19年度
13か所

3 介護者支援の拡充

◎介護者支援の充実

緊急時に必要なショートステイの確保や、介護者教室、家族介護者の交流を支援するなど、介護者の心身の負担軽減を図ります。

◎痴呆性高齢者ケアシステムの検討

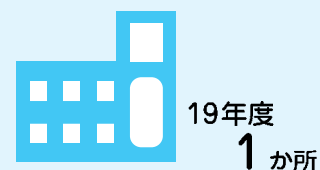
痴呆性高齢者へのさまざまなサービスが継続的に実施できるよう、特別養護老人ホームでの介護やホスピス対応のとれるケアシステムを検討します。

子育て支援

1 在宅子育て支援の拡充

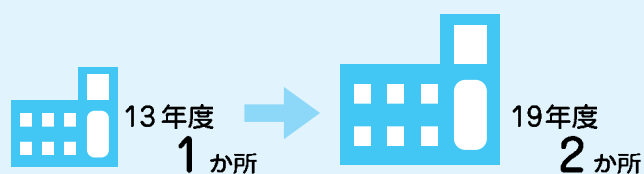
◎子育て支援の中核施設の整備

親子の交流や仲間づくりを目指す「子育てひろば」や「子育て講座」の開催、ボランティアや育児サークルの育成などを総合的に推進する、子育て支援の中核施設を整備します。



◎子ども家庭総合相談の充実

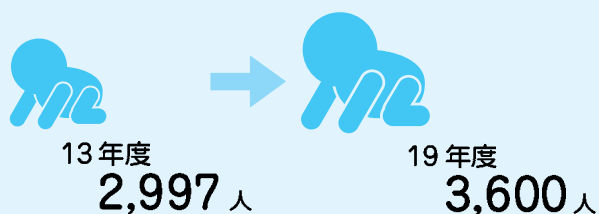
専門職員による児童虐待相談や、子育てに関する総合相談を、子ども家庭支援センター「しらとり」に加え、新たに設置する中核施設において実施します。



2 保育所（園）待機児童の解消

◎保育所（園）定員の拡充

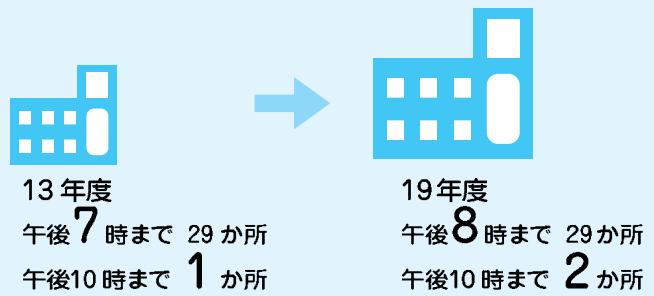
認可保育所（園）の新設や、市立保育所の定員の見直しなどにより、保育所定員を拡充します。



3 多様な保育サービスの充実

◎時間延長保育の拡大

市立保育所、私立保育園ともに、時間延長保育を拡大します。



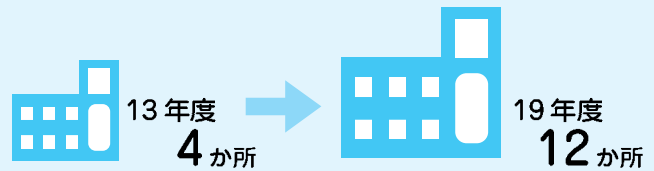
◎休日・夜間保育の実施

新たに開設する保育所(園)で、休日保育・夜間保育を実施します。



◎一時保育の拡大

保護者の入院などの緊急時や断続的な就労を支援するため、一時保育の実施施設を拡大します。



障害者福祉

1 ノーマライゼーションの理念の普及

◎障害者への理解・啓発の促進

「ふれあい文化祭」、「作品展」、「心の健康フェスティバル」を開催し、広く市民の参加を呼びかけ、障害者に対する理解を深めていきます。「福祉まつり」などのさまざまな機会を利用して、ノーマライゼーションの理念の普及・定着に努めます。

2 相談・情報提供体制の充実

◎地域生活支援センターの充実

総合的・一元的相談体制を確立し、障害者が適切なサービスを効果的に利用できるよう、地域生活支援センターを増設します。



13年度
身体・知的 1 か所



19年度
身体・知的 2 か所

3 自立支援体制の拡充

◎在宅サービスの充実

在宅での自立生活を支援するため、ホームヘルプサービスやデイサービスの拡大などにより、在宅サービスを充実します。

(ホームヘルプサービス)

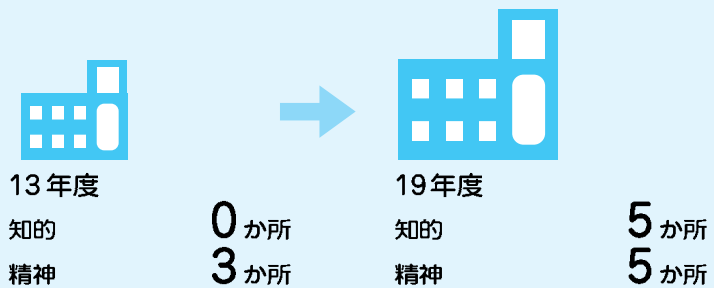


(デイサービス)



◎グループホームの整備

住みなれた地域で住み続けられるように、グループホームの誘致を推進します。



◎就労機会の確保

障害者の就労の場を確保するため、作業所等の新たな誘致などにより、定員を拡大します。

